

稲沢市国民健康保険運営協議会（第2回）議事録

- 日 時 令和6年7月29日（月）
午後1時30分から午後2時20分まで
- 場 所 稲沢市役所 政策審議室
- 出席委員 (13名)
被保険者を代表する委員
家田一美、田中寿康、森恵美子、加賀正憲
保険医又は薬剤師を代表する委員
山村等、大島宏之、服部哲尚、内藤悦雄
公益を代表する委員
鶴野大助、鈴木純子、服部俊夫、星野俊次
被用者保険等を代表する委員
荒居昭治
- 欠席委員 (3名)
被保険者を代表する委員
大津幸博
保険医又は薬剤師を代表する委員
林峰佳
公益を代表する委員
小柳彩子
- 理事者 (1名)
稲沢市長 加藤錠司郎
- 事務局 (5名)
市民福祉部長 服部美樹
市民福祉部調整官 小野達哉
国保年金課長 佐波正巳
国保年金課主幹 小澤純司
国保年金課主査 駒高裕之

開 会 (午後 1 時 3 0 分)

事務局 本日は暑い中、またパリオリンピックが始まりまして、寝不足の方もおみえになるかと思いますが、定刻に御参集賜り、厚く御礼申し上げます。

定刻には少し早いですが、ただいまから令和 6 年度第 2 回稲沢市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

それでは、市長より御挨拶を申し上げます。

市 長 (市長挨拶)

事務局 市長は、他の公務のため、退席をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(市長退席)

それでは、協議会規則第 3 条の規定により、会長が議長となりますので、会議の進行につきましては、会長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

議 長 御指名いただきました、会長を仰せつかっております稲沢市議会の星野です。それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員数は 13 人、委員定数 16 人のうち、

被保険者代表の委員が 4 人、

保険医又は薬剤師を代表する委員が 4 人、

公益を代表する委員が 4 人、

被用者保険等を代表する委員が 1 名であり、

協議会規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議の成立を認めます。

次に議事録署名者の指名に入ります。

協議会規則第 9 条により、署名者 2 人を指名させていただきます。

被保険者を代表して 森委員、

保険医又は薬剤師を代表して 山村委員 をお願いいたします。

議 長 それでは、報告事項の(1)稲沢市国民健康保険事業基金の設置及び管理に関する条例の改正について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。このことについて、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

委 員 御説明ありがとうございます。1点確認させていただきたいのですが、現行の規定にあります「毎年度の剰余金」とは何に対する余剰部分なのでしょうか。

事務局 この剰余金は、国民健康保険特別会計における歳入と歳出の差引額のことです。

議 長 他に質疑はございますか。

委 員 御説明ありがとうございます。

2ページ目の国民健康保険事業基金積立状況についてですが、先ほど説明がありましたように、平成30年度から都道府県単位化され、その後、それぞれ1億円、8千万円、6千万円が取り崩されています。これによって、国保税の掛け金ができるだけ引き上がらないように努力をされている点は、非常に御苦勞をされており、評価をしたいと思っています。

その上で3点質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、今回の条例改正の中で、「毎年度の剰余金の範囲内」という、いわゆる枠を取り払うことについて、どうして枠を取り払うのか、説明をいただきたいと思います。4億円を確保しなければならないということでしたが、枠を取り払うことにより、場合によっては積立てを想定した上で、国保税の引き上げに使う、又はつながる恐れはないのか、少し疑念を持っています。令和5年度末の基金の残額である3億2,700万円の全額が、令和6年度の当初予算に基金繰入金として計上されているということは、要するに基金がゼロになるわけですね。そうすると、次年度以降、目安である4億円を基金として積み立てるために、国保税を余計に取らなければいけない、ということになりはしないか危懼をしていますので、その点について説明をいただきたいと思います。

2点目は、市が独自施策として行っている、18歳までの均等割の半額補助についてです。これは非常に良い取組みだと思っています

が、この基金の積立額の剰余金の範囲内という枠を取り払うことで、何か影響があるのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

最後に3点目、一般会計からの繰入れについてです。令和6年度の当初予算では、他会計からの繰入金が10億4,200万円ほどあると承知していますが、これは一般会計からの繰入れ分だと思います。今回の剰余金の範囲内という枠を取り払った積立てをするにあたり、これまでの一般会計からの繰入れはどうなっていくのか、お伺いしたいと思います。以上よろしく願いいたします。

事務局 まず1点目ですが、委員のおっしゃるとおり、国保事業会計はとても厳しい状況にあり、これまで基金を取り崩しながら何とかやってまいりましたが、この基金も残額が実質的にゼロということで、これまでと同じようにはいかない状況です。国保は国民皆健康保険制度の最後の砦という側面がありますので、その運営の安定・強化を図るため、一般会計からの積立ても視野に、枠を外す改正をさせていただくものでございます。特別会計の歳入と歳出の差引額という範囲内での運用では厳しい状況にあるということです。

国保税の引上げに関しては、現状としては何とも言えないところですが、先ほどの市長の挨拶にもありましたように、次年度の県への納付金について、12月頃に速報値が示される予定でして、その金額によって方向性が明確になってくるものと思います。

次に18歳までの均等割減免についてですが、この取組みは市の施策ということで、必要な経費は一般会計から繰り入れる形で実施しているところですので、今回の条例改正による影響は特に無いものと考えております。

最後に、一般会計からの繰入れに関しましては、引き続き行く必要があるものですので、今回の改正により変更等が生じるものではないと認識しております。

議 長 他に質疑はございますか。

委 員 被用者保険の代表として一言お話をさせていただきます。質問としては2つあるのですが、少し背景も含めてお話しします。

まず、被用者保険の考え方も同じですが、国保の中で大切な保険税をきちんと使っていく、ということに関しましては、普段、国保の運営をされている皆様がしっかりとやっていただけていると思いますので、本当に感謝したいと思います。

委員からお話がありましたように、3ページの基金の保有額に關しましては、2ページ・3ページにありますように、今年度末をもってゼロになります。どういうことかと言いますと、現在の保険税では残念ながら足りないので、基金を取り崩し、なんとか保険税の上乗せを少なくするという仕組みでやってきたわけです。しかしながら、これが無くなったということは、保険税を引き上げるのか、それとも、様々な合理化を図り、支出を削減していくのか、いろいろな取組みをしていかなければならないということは、理解できるのではないかと思います。

そんな中でも1つ大切なこととしましては、一人ひとりが健康であること、これに尽きます。ただ、高年齢化の進展、医療の高度化などにより、各種お金が必要ということについては、私たちの被用者保険の方も国保の方も、それから他の保険の方もみんな同じであり、そういった中で、財政の健全化のためにいろいろなことをしていかなければいけない。適切な医療の受診だとか、お薬の管理だとか、もちろん予防健康ということで一人ひとりが気をつけていくことも重要です。ただ、必要な医療はきちんと早期に受けていただくことも必要であり、各人が気をつけていかないと、その経費がどんどん必要になってくるということになります。これに関しては、先ほども説明がありましたように、県単位の国保の運営になったということで、県が何をしてくれるのか、市で何をしていくのか、といったこともしっかりと確認していく必要があると思うのですが、国保だけでなく、それぞれの健康保険組合においても、加入者の自助努力やその加入者の中での自己運営という形が基本原則になってくるわけです。したがって、条例の規定にあるように、毎年度の剰余金の範囲内でやっていくということに関しては合理性があるものと認識しています。

ただ、この条件を外すということは、被用者保険の立場から申し上げますと、被用者保険は被用者保険でなんとか遣り繰りしている中、国保も国保だけで遣り繰りすべきところを、その財源に被用者の方も納めている市民税等を充てることとなり、被用者保険の保険税も上がっていく構図の中で、さらに上乗せをされることになってしまいます。国保を運営する上で、必要な財源はそれに応じた税率で負担していくべきものです。過去の通知に基づいて本来4億円くらいあるべき基金が無くなってしまっている事実も大事なことであると認識していただきたいところですが、これまで不足分を補ってきた基金も無くなってしまっている状況です。基金の保有額を確保するための今回の条例改正とのことですが、普段から支出に対して収入が

足りていない中、補填してきた基金も無くなってしまっており、残念ながら、制度を維持するためには、収入を増やすか支出を減らすかの2つしか無いわけですから、そういった部分が必要になってきているということだけは承知しておいていただきたいと思います。

お伺いしたい1点目ですが、私ども被用者保険の立場としては、原則、剰余金の範囲内で積み立てるべきという認識でいるのですが、今回の議案はこの場で審議をするものではなく、報告事項となっています。なぜ、協議事項ではなく報告事項とされているのか、お伺いします。

次に2点目ですが、この国民健康保険の条例改正に関して、被用者保険の方々も含めて、一人当たりどれくらい負担が増えるのか、要は上乘せして払わなければならないのか、また、それをどのように周知されるのか、についてお伺いしたいと思います。

私としましても、稲沢市民の皆様の健康づくりのために必要だということは十分理解しておりますが、被用者保険の立場としましては、今お話をさせていただいたように、さらなる上乘せに関しては承知しかねますので、これを踏まえての質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長

委員から被用者保険という立場で御意見をいただきました。2つ質問がありまして、1つ目は条例改正の議案を報告事項とされたことについて、規則に基づいてということだとは思いますが、もう一度再確認したいということ、2つ目は健保組合などの方々に対する負担の増加はどの程度か、また、その周知についてどう考えているか、という御質問がありましたので、お答えいただけますでしょうか。事務局からお願いします。

事務局

まず、なぜ報告事項としたかについてですが、国保税の税率の上げ下げのような、直接的な税額の増減に関するものではないことから、協議事項ではなく報告事項という扱いにさせていただきました。

次に、一人当たりの負担がどれくらい増加するか、ということに関しては、基金への積立てをどの程度行うかが決まっていなため、まだ何とも言えない状況です。また、どのように周知していくかですが、議会に上程されますので、皆様の目に触れる形にはなるのですが、改正の内容を見ただけでは何のことか分からないと思いますので、現状具体的な考えは持ち合わせていませんが、今後検討してまいりたいと思います。

委員 御回答ありがとうございます。今の2点に関しまして、特に、税額に直接関わる場所ではないという部分に関して、正直もやもやしているところがあります。そして、市民の方に分かりやすく伝えていただくことが必要だと思っておりますので、今後はぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

さらに2点お伺いします。3ページにあります、基金保有額の目安の4億円についてですが、この過去の通知に関しては決め事ではないとお伺いしましたが、これに基づいて、少なくとも5%以上に相当する額を積み立てていくことになるのでしょうか。また、この積立はどのような計画で、いつまでに達成する方針なのか、お聞かせ願います。

事務局 4億円を今後どのように積み立てていくかということですが、一般会計も非常に厳しい状況にありますので、財政当局と調整しながら進めていくことになると思います。ただ、これは必ず守らなければならないというのではなく、あくまで目安としている考え方なのですが、すでに基金がほとんど無い状況ですので、国保事業会計の安定・強化のために、少しでも早く、できる限り基金に積み立てていきたいと考えています。

委員 ありがとうございます。この過去の通知に基づいて積み立てていきたいと思っはいるものの、現状、財政が厳しく、そういった環境にはないと認識しました。いずれにしても、この通知にあります、3カ年間における保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てること、そして、次に書かれています、上記基準に達していない保険者にあつては、少なくとも3カ年程度の計画をもってこの目標を達成するよう所要の額を基金積立金として計上すること、という2点がセットで必要となってくると思います。財政が厳しく積み立てられないのであれば、保険税を少なくするための財源も無いこととなりますので、保険税を引き上げていくことになるでしょうし、一般会計から繰り入れるということであれば、それ相応の理由を説明していただきながら対応していただきたいと被用者保険の立場としては考えますので、その点をお伝えした上で、私の意見とさせていただきます。

議長 御意見ありがとうございます。さきほど「不承知」という話があり

ましたので、しっかりと議事録に残しておいていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

他に委員の皆さんから御意見、御質問はございますか。

それでは、意見は尽くされたと思います。先ほど委員の皆さんから多くの御意見等をいただきました。これを踏まえて事務局の意見を求めたいと思います。

事務局

様々な立場から、今回の条例改正について、多数の御意見をいただきました。ありがとうございます。

委員のおっしゃるとおり、国民健康保険は一会計年度を収支として行う短期保険であり、収支が特別会計内で均衡することが重要とされています。企業保険組合として、後期高齢者分や国保もいただいております前期高齢者分の負担金を納めた上で、国民健康保険の安定的な運営のためとはいえ、国民健康保険の被保険者約2万3,000人のためだけに、稲沢市の住民13万3,000人が使うべき財源を使用する道を開くことには不安があるという趣旨は尊重しなければなりません。

ただ他方では、国民健康保険制度は、企業などの社会保険等の医療保険に入ることができない方が全て加入する、国民皆保険の最後の砦ということも事実でございます。愛知県の今年3月に発表されました第3期愛知県国民健康保険運営方針のデータによりますと、全国の令和3年度における国民健康保険の世帯主の職業は無職の方が4割を超えており、また、年齢構成においては60歳以上の被保険者が54.4%と半数を超えているとのことでございます。収入が減って、医療費がかかる年齢層の多くの方が加入する医療保険となっている現状から、国民健康保険の構造的問題であり、被保険者の負担は協会けんぽを始めとする社会保険よりも重いため、一般財源から援助すべきであり、より一層の負担軽減をすべきであるという意見についても承知してございます。

実際に繰入れをする場合におきましては、様々な立場の市民の代表である市議会議員の皆様の議論を経て、予算が決定するというものでございますので、多様な御意見があると思われませんが、国民健康保険の安定に資するため、原案のとおり議会へ上程させていただければ幸いと存じます。この後は、市議会にお任せするという形にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長

先ほど委員から御指摘いただきましたように、国民健康保険も医

療保険の1つであると考えますと、企業保険組合として決められた負担を納めた上で、市民税等は稲沢市民全体のため、もっと他のところに使うべきではないか、国民健康保険特別会計の中でさらに効率的・安定的な自助努力をするべきではないか、条例改正は承知しかねるという重たい御意見をいただきました。

一方で、先ほど事務局の意見にもありましたが、国民健康保険制度は国民皆保険における最後の砦でございまして、社会保険制度の改正もあり、社会的弱者が多く加入しているのも事実でございます。これは国民健康保険の構造的な問題もあり、被保険者の負担は協会けんぽを始めとする社会保険よりも重くなっていることから、もう少し負担を軽減すべきではないかという意見もございます。

ただ、国保の厳しい状況と委員から御指摘いただいた状況は、どちらも方向性としては、国保財政をしっかりと安定したものにしていく必要があるということで一致していると思いますので、先ほど事務局から提案がありましたように、あとは議会にお任せいただき、議会の中で議論させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、議事の(2)その他について、事務局から説明をお願いいたします。

(保険証廃止の現況について事務局から報告)

議長 事務局の説明が終わりました。委員の皆さんから御意見、御質問はございますか。

委員 御説明ありがとうございます。別紙2の資格情報のお知らせについてお伺いします。有効期限について、70歳以上は8月から翌年の7月までとされていますが、70歳未満は出力しないこととされています。70歳未満の場合、有効期限はいつまでということになるのでしょうか。また、資格確認書の有効期限は1年ごとになるのでしょうか。以上2点についてお伺いしたいと思います。

事務局 資格情報のお知らせについては、すでにマイナンバーカードを保険証として御利用いただける方にお送りするものになりますので、有効期限はマイナンバーカードの期限ということになってまいりま

す。また、資格確認書の有効期限については、現在、検討しているところですので、まだ決まっておりません。

議 長 他に質疑はございますか。

委 員 別紙2の資格情報のお知らせについてですが、保険証を個人では管理できないような方が多数入所されている高齢者介護施設では、こういった保険の業務を管理者が一括して取り扱っており、保険証を預からせていただいた上で医療を実施しています。保険証がマイナンバーカードと一体化され、マイナンバーカードだけになると取扱いがしにくくなると思うのですが、そういった場合に、この資格情報のお知らせを使って医療の管理をするということではよろしいでしょうか。

事務局 この資格情報のお知らせは、マイナ保険証とセットで使っていたくものになります。別紙2の様式の右下に切り取り線がありまして、保険証と同じようなサイズ感となる携帯用のものとなっておりますので、一緒に使っていただけたらと思います。

委 員 この⑦の部分が、今の保険証と同じくらいのサイズで、一緒に使うことができるということですか。紙ですか。

事務局 そのとおりです。材質は紙です。

委 員 分かりました。マイナ保険証とこの帳票を併せて使うことで、今の保険証と同等の機能になるということですね。ありがとうございます。

議 長 他に質疑はございますか。

委 員 マイナ保険証の利用率について、国は11月の段階で50%を目指すとしていますが、稲沢市国保における5月の段階での利用率をお聞かせ願えますか。

事務局 5月実績で、マイナ保険証の利用率は8.62%となっております。

議 長 他に委員の皆さんから御質問はございますか。

それでは、質疑を終了させていただきたいと思います。
以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局 ありがとうございました。
最後に、市民福祉部長から御礼の言葉を申し上げます。

部 長 本日はお忙しいところ、またお暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、本市の国民健康保険事業に対し、格別な御支援・御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、私からの御礼の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

事務局 これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

閉 会 (午後2時20分)

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員